

## 沼津市排水設備指定工事店の継続申請に必要な書類

※指定様式については沼津市ホームページからダウンロードして下さい。

- ・ **排水設備指定工事店継続指定申請書（第四号様式）**  
申請者欄は代表者直筆もしくは記名押印
- ・ **住民票の写し**  
法人の場合は代表者に関するもの、交付されてから3カ月以内のもの
- ・ **在留カード又は特別永住者証明書（代表者が外国籍の場合のみ）**
- ・ **経歴書（指定様式）**  
学歴、免許、資格等を記載。法人の場合は代表者に関するもの
- ・ **身分証明書**  
法人の場合は代表者に関するもの  
本籍地の市町村で交付、交付されてから3カ月以内のもの
- ・ **登記事項証明書（法人のみ）**  
交付されてから3カ月以内のもの
- ・ **定款の写し（法人のみ）**  
原本と相違ないことの証明が必要
- ・ **営業所の平面図、付近見取図及び写真**  
平面図 ⇒ 事務所、資材置場等の配置のわかるもの  
付近見取図 ⇒ 住宅地図の写し等  
写真 ⇒ 営業所の外観（全景）及び事務所・資材置場等の内部を写したもの  
（塩ビ管、柵など排水設備工事に関係する材料が写るように）
- ・ **排水設備工事責任技術者名簿（指定様式）**
- ・ **排水設備工事責任技術者所属証明書（指定様式）**  
工事店欄は代表者直筆もしくは記名押印  
他の営業所と兼任している場合は兼務状況を記載する。
- ・ **責任技術者証の写し**
- ・ **排水設備工事用機械器具調書**  
機械器具の名称、型式、数量等の一覧表。「排水設備工事の施工に必要な設備及び機材に係る基準」に記載されているものは必ず記入。
- ・ **排水設備工事用機械器具の写真**  
調書に記載した物の写真で、内容が識別できるよう撮影されたもの
- ・ **確約書（指定様式）**
- ・ **暴力団員又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（指定様式）**  
排水設備工事の施工に必要な設備及び器材に係る基準

沼津市排水設備指定工事店規程第4条第2号に規定する「排水設備工事の施工に必要な設備及び器材は次のとおりとし、それぞれ常時使用可能な状態にあることとする。

区 分	名 称	所有形態
車 両	トラック又はライトバン（軽自動車を含む。）	自己所有
転 圧 機	ランマー又はプレート等	自己所有
測量機器	水準器（レベル）及び箱尺（スタッフ）等	自己所有
その他の 小 器 材	つるはし スコップ 大ハンマー かなづち カッター又はのこぎり（塩化ビニール用） バール	自己所有 〃 〃 〃 〃 〃

問い合わせ

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

沼津市役所

水道部水道サービス課

給排水サービス係

TEL: 055-934-4856